

令和2年1月31日  
大阪税関業務部

クリームに係る輸入数量を基準とする特別緊急関税の発動について（お知らせ）

本年度の初日から12月末日までの期間における関税暫定措置法別表第1の6の3の項に定める物品（以下「クリーム」といいます。）の輸入数量が、同法第7条の3第1項に規定する輸入基準数量を超えることとなったことから、同項の規定に基づき、令和2年2月1日から同年3月31日までの期間に輸入されるクリームについて、下記のとおり、特別緊急関税が課されることとなりましたのでお知らせします。

記

品目（関税暫定措置法別表第1の6の3の項に定める物品）	統計品目番号	関税率	
		特別緊急関税 発動前 (WTO協定税率)	特別緊急関税 発動後
クリーム（脂肪分が全重量の6%を超え10%以下のもの）	0401.40-190	21.3% + 635円/kg	28.4% + 846.67円/kg
クリーム（脂肪分が全重量の10%を超え45%以下のもの）	0401.50-119		
クリーム（脂肪分が全重量の45%を超えるもの）	0401.50-129	21.3% + 1,199円/kg	28.4% + 1,598.67円/kg

（注）

関税割当てを受けて輸入される物品については、関税暫定措置法第7条の3第2項第1号の規定により、特別緊急関税発動前に本邦に向けて送り出された物品については、同項第6号の規定により、それぞれ特別緊急関税の課税対象外となります。

以上

不明な点がございましたら、大阪税関業務部通関総括第1部門  
(06-6576-3313)までお問い合わせください。